

# 滋賀県感染症予防計画の 実施状況について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

令和6年9月3日

- 1.感染症法令に基づき予防計画において定める  
各種体制確保にかかる目標の達成状況について**
- 2.その他予防計画の推進に係る各種取組について**

**1.感染症法令に基づき予防計画において定める  
各種体制確保にかかる目標の達成状況について**

2.その他予防計画の推進に係る各種取組について

# 各種体制確保にかかる目標の達成状況について (連携協議会の目的)

## 平時の連携協議会の目的

感染症法により、都道府県に設置する連携協議会は、

### 予防計画の実施状況

(医療提供体制を始めとした各種体制の確保に係る目標等の進捗・実施状況)

### 予防計画の実施に有用な情報

を共有し、構成員の連携協力体制を構築することが求められる。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第10条 の2	都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たつての <u>連携協力体制の整備を図るため</u> 、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会（以下、「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとする。
第2項	都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、 <u>都道府県及び保健所設置市等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有</u> し、その <u>構成員の連携の緊密化を図るものとする。</u>

## 計画改定の趣旨

改正感染症法により都道府県連携協議会や医療措置協定等の仕組みが整備されたほか、新型コロナウイルス感染症の対応時の経験を踏まえ、「保健所・衛生科学センターの体制整備」「協定による検査体制・医療提供体制・宿泊施設の確保」「移送体制の強化」「外出自粛対象者の療養環境整備」「人材養成・資質の向上」等、新興感染症に的確に対応できるよう全面的に改定を行う。

## 計画の位置づけ

感染症法第10条に基づく法定計画  
○当計画と医療法に基づく滋賀県保健医療計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画、保健所設置市である大津市の予防計画、地域保健法における基本指針に基づく保健所や衛生科学センターの健康危機対処計画と整合性を確保し、感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

## 計画の構成

- 前回計画から【充実】させる項目  
前回計画から【新規】追加の項目
- 第1 【充実】 感染症の予防の推進の基本的な方向
  - 第2 【充実】 感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策
  - 第3 【充実】 感染症の病原体等に関する情報の収集、調査および研究
  - 第4 【充実】 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上
  - 第5 【充実】 感染症に係る医療を提供する体制の確保
  - 第6 【新規】 感染症の患者の移送のための体制の確保
  - 第7 【新規】 感染症に係る医療を提供する体制等に係る目標
  - 第8 【新規】 宿泊施設の確保
  - 第9 【新規】 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
  - 第10 【新規】 感染症の予防またはまん延防止のための総合調整、指示の方針
  - 第11 【新規】 感染症対策物資等の確保
  - 第12 【新規】 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重
  - 第13 【新規】 感染症の予防に関する人材の養成および資質の向上
  - 第14 【新規】 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
  - 第15 【新規】 特定病原体等を適切に取り扱う体制の確保
  - 第16 【充実】 緊急時における感染症の発生を予防およびまん延の防止、病原体等の検査の実施ならびに医療の提供のための施策（国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）
  - 第17 【充実】 その他感染症の予防に関する重要事項

## 計画の主なポイント

### Point3 検査の実施体制の整備・確保【第4・第7】

○段階に応じた衛生科学センターや民間検査機関等の役割の明確化  
流行最初期  
衛生科学センターが主体となって検査を実施。  
流行初期（公表1カ月後）・流行初期以降（公表6カ月後）  
公表1カ月後時点では、衛生科学センター、協定を締結した一部の医療機関・民間検査機関で検査を実施。  
公表6カ月後時点までに、衛生科学センター、協定を締結した全ての医療機関・民間検査機関で検査を実施。  
**衛生科学センターの検査体制は、医療機関や民間検査機関の検査体制充実後、ゲノム解析等の調査研究に注力する体制にシフト。**

○段階に応じた保健所の役割の明確化  
医療機関・民間検査機関の検査体制充実まで  
濃厚接触者の検体採取・医療機関に検体提出を求める等の行政検査を実施。  
検査を実施しない発熱外来医療機関で採取された検体を衛生科学センターや検査措置協定先の医療機関、民間検査機関に搬送。  
医療機関・民間検査機関の検査体制充実後  
衛生科学センターで実施したゲノム解析等の情報を活用して、施設におけるまん延防止対策を推進。

○地域検査センターの設置  
医療機関での発熱外来ひっ迫の緩和および検査等の業務量軽減・保健所での濃厚接触者の検体採取業務等のひっ迫を緩和するため、軽症患者や濃厚接触者の検査を行うセンターを各二次医療圏域に設置。

衛生科学センターの体制整備にかかる目標

検査実施能力	流行初期 (公表後、1カ月以内)	流行初期以降 (公表後6カ月以内)
1日あたり核酸検出検査実施可能件数	420 件/日	420 件/日
検査機器の数	現在保有台数	整備目標台数
リアルタイムPCR	3 台	6 台
ゲノム解析実施可能件数	現在実施可能件数	目標値
1週間当たり実施可能件数	30 件/週	100 件/週

医療機関・民間検査機関にかかる検査体制の確保にかかる目標

検査実施能力	流行初期 (公表後、1カ月以内)	流行初期以降 (公表後6カ月以内)
1日あたり核酸検出検査可能件数	180 件/日	4080 件/日

### Point5 移送・搬送体制の役割分担と強化【第6】

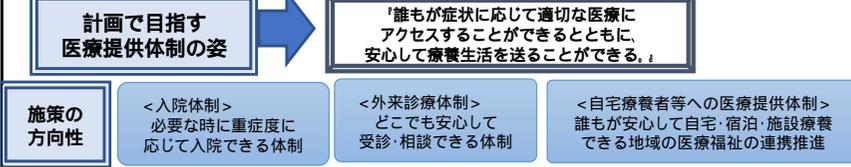
○症状や重症度に応じた役割分担の明確化

搬入・搬出先	入院・入所等				外来受診・通院
	重症・中等症	軽症	無症状	要配慮	
県庁・保健所 大津市移送車					
民間救急車					
タクシー・ 介護タクシー等	*				
消防救急車	移送能力を超える場合：*	（移送協力）/緊急性が高い場合：*	（救急搬送）		*

○公表期間中には、県が手配する車両を最大31台体制に（公表期間前3台体制から大幅に体制強化を実施）  
○消防機関と新興感染症に対応した移送協力に関する協定を締結

### Point4 医療提供体制の確保【第5・第7・第10】

○新興感染症発生・まん延時の医療提供の考え方を整理



○感染症病床のほか、医療措置協定により病床確保を推進、医療機関の役割の明確化

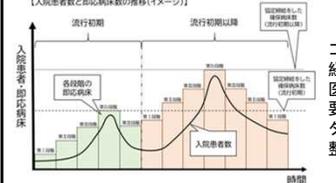
目標値	流行初期 （公表後、1カ月後まで）	流行初期以降 （公表後6カ月以内）
病床数	246床	466床
（参考）感染症病床	34床	34床
合計	280床	500床
重症療養病床	31床	52床

	対応例	重症	中等症Ⅰ	中等症Ⅱ	軽症・無症状	療養期間	一般患者・救急患者
第一種指定医療機関（A類）※1	○	○	○	○	○	×	-
第一種指定医療機関（B類）※2	○	△	○	○	○	×	-
後方支援医療機関（C類）※3	×	×	×	×	×	○	○

凡例：○-主として受入れる機関 ○-受け入れ可能な機関 △-一部受け入れる場合に一部に受け入れる機関 ×-受け入れしない機関

※1 主として重症、中等症Ⅱおよび新興感染症の症状は軽微だがその他の病状により重篤な状態である患者を受け入れ  
※2 主として軽症、中等症Ⅰおよび急性期から症状回復後の患者で療養期間中の患者を受け入れ  
※3 確保病床を有しない医療機関

○一般医療との両立のため、協定による確保病床の即応性の考え方を整理



○発熱外来体制の確保と受診相談センターの設置

目標値	流行初期 （公表後、1週間後）	流行初期以降 （公表後3カ月経過時点）	流行初期以降 （公表後6カ月以内）
医療機関数	15機関	24機関	594機関



○新興感染症の公表期間中には、DMAT等の医療従事者や介護職員の派遣を要請し、入院・移送調整を元的に行うコントロールセンターを設置



受診体制が一定確保されるまでの間は、相談窓口が受診先の調整を実施

○自宅療養者等の医療提供体制は病院・診療所だけでなく、薬局・訪問看護事業所とも連携して医療提供体制を確保

目標値	流行初期以降 （公表後6カ月後まで）
病院・診療所数	325機関
薬局数	373施設
訪問看護事業所数	65事業所

なお、実際に発生した感染症が、「事前の想定とは大きく異なる」場合、県はその感染症の特性に合わせて機動的な対応を行う。

## Point1 滋賀県感染症対策連携協議会の設置【第1】

○法10条の2に基づき、「滋賀県感染症対策連携協議会」を設置し、「平時から」県だけでなく、保健所設置市の大津市、感染症指定医療機関、消防機関、医療福祉関係団体、高齢者施設の団体等が連携して、感染症有事の対策を検討し、毎年1回以上開催し、連携強化を図るとともに、PDCAサイクルを通じて、予防計画で定める感染症対策を着実に進めていく。

滋賀県感染症対策連携協議会構成員表

区分	所属	区分	所属
都道府県	滋賀県	関係団体	滋賀県医師会
保健所設置市	大津市		滋賀県病院協会
	市立大津市民病院		滋賀県歯科医師会
	済生会滋賀東病院		滋賀県薬剤師会
	公立甲斐病院		滋賀県看護協会
医療機関	近江八幡市立総合医療センター		滋賀県臨床検査技師協会
	彦根市立病院		滋賀県老人福祉施設協議会
	長浜赤十字病院		滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
	高島市民病院		滋賀県児童老人福祉施設協議会
学識経験者	滋賀医科大学	町村会	
消防機関	消防協会	保健所長会	

○県が進める医療福祉拠点構想における医療福祉センター機能を有する施設（R9供用予定）において、県感染症対策主管課は医療福祉関係団体等と、平時から「顔の見える関係」を築いていく。

## Point2 保健所・衛生科学センターの体制整備【第2・第3・第7・第13・第14】

○保健所は、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う感染症対策の中核的な機関であることから、県は、「平時から」必要人員の確保や設備等の整備を実施。また、保健所は感染症有事に速やかに体制移行できるよう、業務継続計画、指揮命令システムや受援体制等を明確にする健康危機対処計画を策定。外部人材であるIHEAT要員の登録を推進し、感染症有事に即戦力となるよう、平時から研修や訓練を実施。

○地方衛生研究所である衛生科学センターは感染症の「技術的かつ専門的な機関」として、試験検査、ゲノム解析による感染源の特定や感染経路の推定等の調査研究、専門研修、疫学情報の発信等、重要な役割を果たせるよう、県は「平時から」必要人員の確保、老朽化した施設・設備の更新等の取組を実施。衛生科学センターは、平時から技術職員への人材育成を実施し、業務継続計画、感染症有事の際の指揮命令システムや受援体制等を明確にする健康危機対処計画を策定。



## Point7 人材の育成【第7・第13】

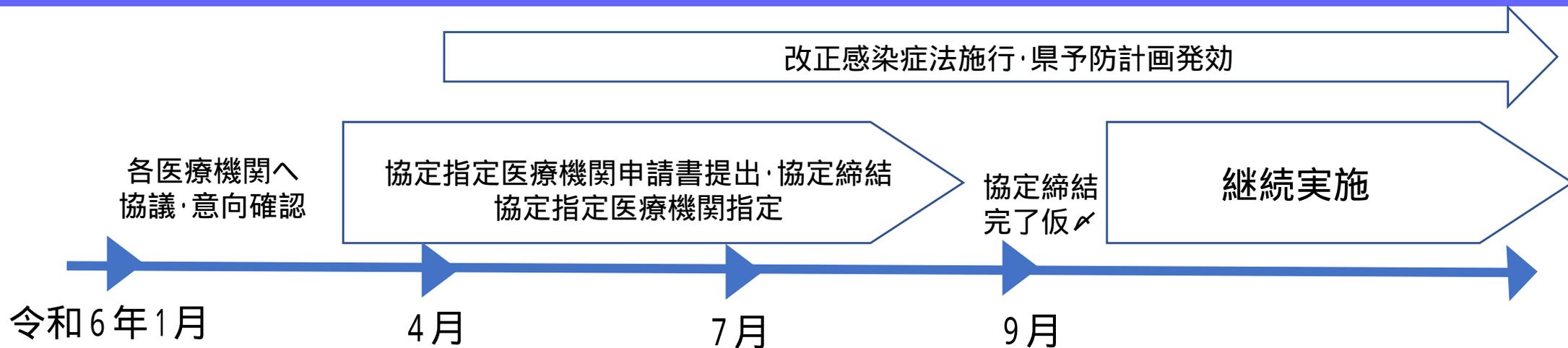
○医療従事者や消防職員・民間救急事業者等との感染管理に関する座学や実地訓練を実施。  
○新興感染症発生時における迅速な検査実施体制の確保のため、臨床検査技師会と連携した、検体の採取や核酸検出検査等の実践的な研修を実施。  
○感染管理専門家と連携し、高齢者施設等への研修会を実施し、施設間や保健所・医療機関等との協力・相談体制を構築。

# 各種体制確保にかかる目標の達成状況について (目標の詳細)

目標の分類	具体的な目標の詳細
医療提供体制の確保に係る目標	医療措置協定により確保した 新興感染症( )患者を入院させるための病床数 新興感染症に対応する発熱外来医療機関数 自宅・施設療養中の新興感染症患者に対して医療を提供する 医療機関数 後方支援の医療機関数 医療人材派遣の人員数 2カ月分以上の個人防護具を備蓄する医療機関数
検査実施体制の確保に係る目標	衛生科学センター(地方衛生研究所)の新興感染症にかかる検査 実施能力および検査機器の数 検査措置協定により確保した医療機関・民間検査機関の検査実施 能力
宿泊施設の確保に係る目標	宿泊施設確保措置協定により確保した新興感染症患者を療養させる ための居室数
人材の養成に係る目標	医療措置協定を締結した医療機関等の研修および訓練の実施・参加 割合 県が実施する感染症の研修・訓練の回数
保健所の体制の確保に係る目標	保健所業務を行うための確保人員数 必要な研修を受けたIHEAT登録者数

感染症法に規定された新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症

# 医療提供体制確保の目標対実績(総括)



	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
目標値 (A)	58機関	541機関	373施設	65事業所
9月1日現在の 締結済数 (B)	49機関	430機関	561施設	7事業所
目標達成までの 必要数 (C) A-B	9機関	111機関	達成済	58事業所

# 医療提供体制確保の目標対実績(病床)

		流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	確保病床数	246床	466床
	内、重症用	31床	52床
9月1日までの 締結済数 (B)	確保病床数	429床	525床
	内、重症用	35床	42床
目標達成までの 必要数 (C) A-B	確保病床数	達成済	達成済
	内、重症用	達成済	10床

# 医療提供体制確保の目標対実績(発熱外来)

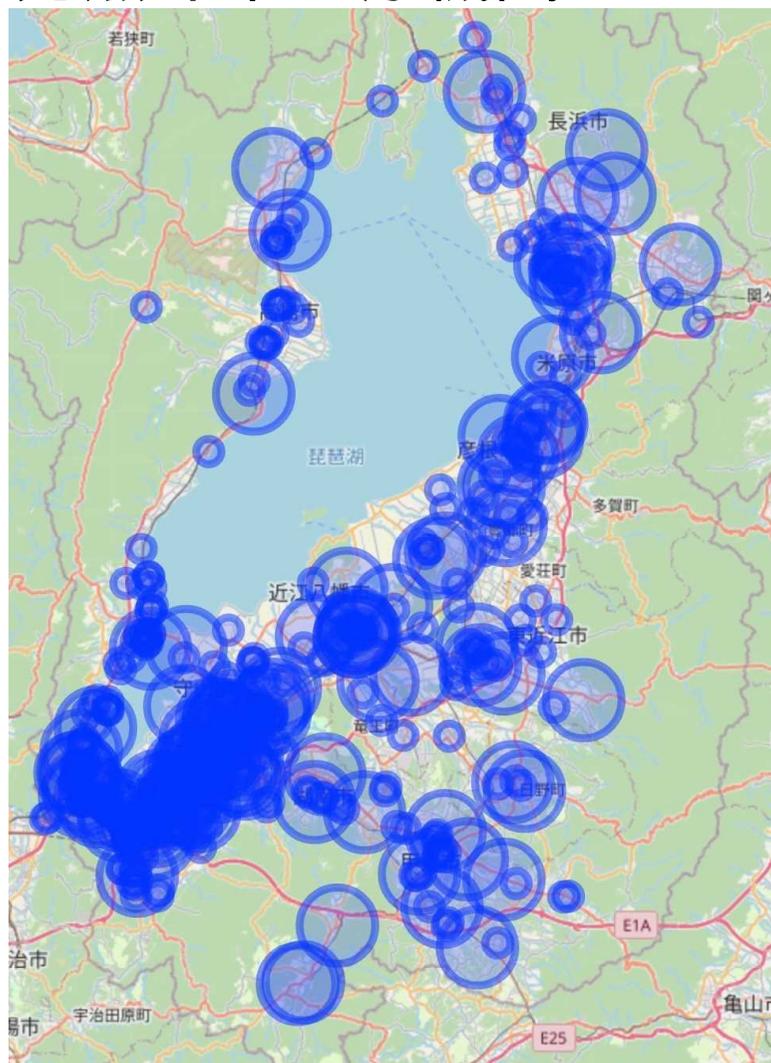
			流行初期	流行初期以降	
			内、確保措置対象	公表3カ月経過時点	公表後6カ月以内
第一種・第二種 感染症指定 医療機関	目標値	A	7機関	7機関	7機関
	9月1日現在の締結数	B	7機関 (6機関)	7機関	7機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	達成済	達成済	達成済
病院	目標値	A	8機関	17機関	46機関
	9月1日現在の締結数	B	22機関 (18機関)	34機関	38機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	達成済	達成済	8機関
診療所	目標値	A	—	—	541機関
	9月1日現在の締結数	B	52機関 (40機関)	331機関	417機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$		—	124機関

# 発熱外来の圏域別分析

圏域別内訳	流行初期	流行初期以降			<参考> コロナの 1日当たり 最大発生 患者数内訳 ( )
	内、確保措置 対象	公表3カ月 経過時点	公表後 6カ月以内	対応可能 患者数計	
大津保健医療圏 (大津市保健所管轄地域)	14機関 (9機関)	100機関	123機関	1,111人	452人
湖南保健医療圏 (草津保健所管轄地域)	23機関 (18機関)	113機関	134機関	1,666人	1,084人
甲賀保健医療圏 (甲賀保健所管轄地域)	7機関 (7機関)	31機関	40機関	523人	493人
東近江保健医療圏 (東近江保健所管轄地域)	19機関 (13機関)	54機関	66機関	897人	325人
湖東保健医療圏 (彦根保健所管轄地域)	7機関 (6機関)	22機関	29機関	356人	410人
湖北保健医療圏 (長浜保健所管轄地域)	8機関 (8機関)	34機関	46機関	557人	410人
湖西保健医療圏 (高島保健所管轄地域)	3機関 (3機関)	18機関	24機関	247人	97人

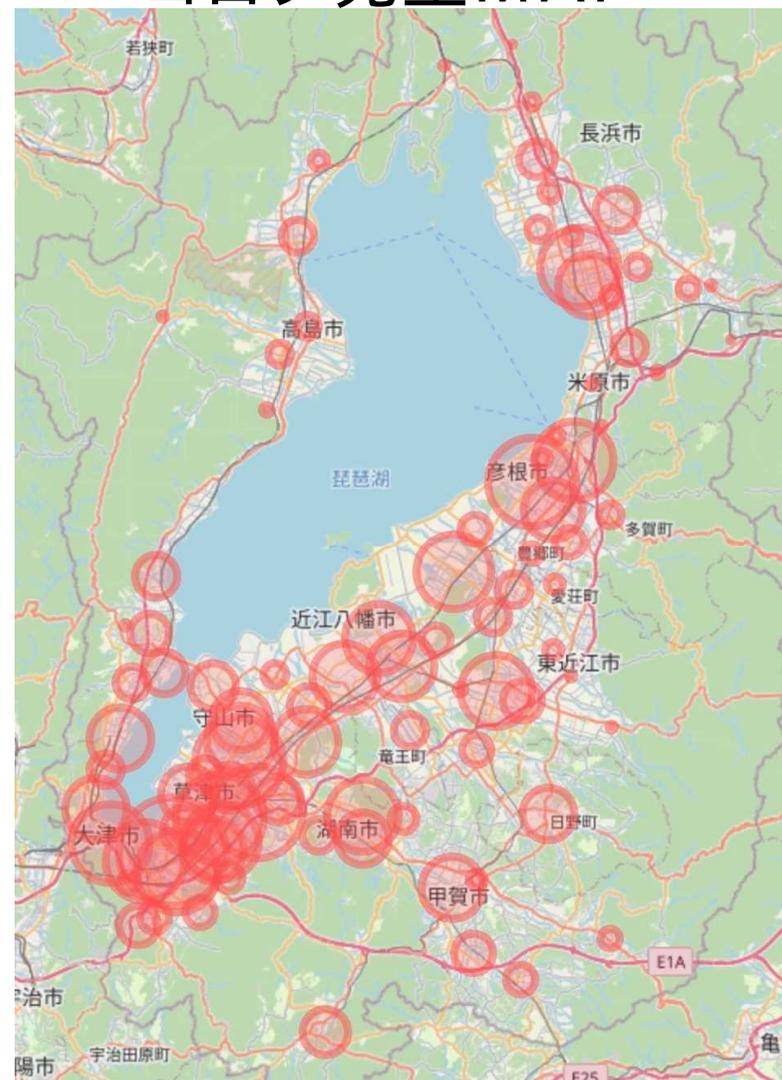
# 発熱外来の分布図

## 発熱外来医療機関MAP



発熱外来の協定を締結した医療機関で、20人以上の対応可能な医療機関を半径3kmの円で表示、20人未満の医療機関を半径1kmの円で表示  
9月1日現在で5,357名/日の対応可

## コロナ発生MAP



コロナの1日あたり最大発生者数を記録した2022年8月19日の1日あたり3,271名を、中学校区別に集計してMAP上に表示

# 医療提供体制の確保目標対実績(自宅療養者等医療提供)

			協定締結機関数
病院・診療所	目標値	A	325機関
	9月1日までの締結数	B	405機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	達成済
薬局	目標値	A	373施設
	9月1日までの締結数	B	561施設
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	達成済
訪問看護事業所	目標値	A	65事業所
	9月1日までの締結数	B	7事業所
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	58事業所

# 医療提供体制の確保目標対実績(後方支援)

			協定締結機関数
病院	目標値	A	58機関
	9月1日までの締結数	B	49機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	9機関
有床診療所	目標値	A	33機関
	9月1日までの締結数	B	9機関
	目標達成までの必要数	$C = A - B$	24機関

# 医療提供体制の確保目標対実績(人材派遣)

	目標値 A	9月1日現在の 協定締結数 B	目標達成までの 必要数 C=A-B
病院	29機関	30機関	達成済
診療所	—	24機関	—

	目標値 A	9月1日までの 協定締結数 B	目標達成までの 必要数 C=A-B
医師	14人 (13人)	34人 (12人)	達成済 (1人)
看護師	67人 (52人)	83人 (46人)	達成済 (6人)
その他	13人 (13人)	28人 (18人)	達成済 (達成済)

カッコ内は県外派遣可能な人数

# 医療提供体制の確保目標対実績 (PPE備蓄)

	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S
9月1日現在の 協定締結医療機関数	49機関	430機関	7事業所	486
(再掲) 協定締結機関数目標	58機関	594機関	65事業所	717

	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S'
9月1日現在の 2カ月分以上備蓄する 旨の協定を締結した 医療機関数	35機関	186機関	1事業所	222

	目標値 A	9月1日現在締結している 医療機関における割合 $B = S' / S$	目標達成までの 必要数 $C = A - B$
2カ月分以上備蓄する 医療機関の割合	80%	45.6%	34.4%

# 検査実施体制の確保目標対実績(衛生科学センター)

県・大津市 共通	目標値 ( )	現在値
1日あたりPCR検査実施可能件数	420件/1日	210件/1日
整備するPCR検査機器の数	6台	3台
1週あたりゲノム解析実施可能件数	100件/1週	30件/1週

衛生科学センターの再整備後の目標値(令和9年度供用予定)

# 検査実施体制の確保目標対実績(検査措置協定)

県・大津市 共通	流行初期			流行初期以降		
	医療機関	民間 検査機関	計	医療機関	民間 検査機関	計
目標値 (A)	/	/	180 件/日	/	/	4,080 件/日
9月1日現在の 確保検査実施件数 (B)	560 件/日	2,360 件/日	2,920 件/日	1,456 件/日	4,100 件/日	5,556 件/日
(参考) 協定締結機関数	34機関	4機関	38機関	139 機関	4機関	143 機関
目標達成までの 必要数 C = A - B	/	/	達成済	/	/	達成済

# 宿泊施設の確保目標対実績(宿泊施設確保措置協定)

県・大津市 共通	流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	62室	677室
9月1日現在の 確保居室数 (B)	62室	236室
(参考) 協定締結施設数	1施設	2施設
目標達成までの 必要数 $C = A - B$	達成済	441室

# 人材養成の目標対実績(研修)

## 国実施の研修の参加目標

NO.	研修の名称一覧	参加目標	参加実績
A	検査部門の職員向け	各年1回以上	9月下旬予定
B	疫学部門の職員向け		参加済

## 県の研修の実施目標

NO.	計画記載の研修の種別一覧	実施目標
	医療機関等向け	各年1回以上
	高齢者施設・障害者施設向け	
	検査担当従事者向け	
	学校・園の職員向け	
	IHEAT登録者向け	
	保健所職員向け	
	県職員等向け	
	県民向け	



NO.	県が実施する研修	対象者	実績実績・実施予定
	リスクコミュニケーション・シンポジウム	保健・医療・福祉関係者 希望する県民の方 ~ 全て	11月実施予定
	感染対策地域支援ネットワーク(HAI-net)研修	(訪問看護事業所)・	8月実施済 (オンライン配信有)
	入院医療機関向け研修	(病院・有床診療所)	10月～12月実施予定
	看護職員向け専門研修	(病院・診療所)	7月実施済
	検査技師向け専門研修	(病院)	9月・2月実施予定
	医療機関所属全職種向け研修	(病院・診療所・歯科診療所・薬局)	12月実施予定 (オンライン配信有)
	学校・保育園等職員向け研修		9月実施予定
	肝炎コーディネーター研修	誰でも	12月実施予定
	結核研修	(病院・診療所)・ . . .	1月～3月実施予定
	予防接種事業研修	市町の予防接種担当者 医療機関	5月実施済 11月実施予定
	IHEAT座学研修		11月実施予定
	保健所職員研修		全5回予定(1回実施済)

# 人材養成の目標対実績(訓練)

## 県が実施する訓練の実施目標対実績

訓練の名称一覧	実施予定
新興感染症の発生を想定した訓練 (年1回以上)	感染症対策総合訓練 (大津市と市立大津市民病院と合同で実施します。) (議題5の「感染症を考える月間」で詳細を説明します。)
IHEAT登録者向け訓練 (年1回以上)	IHEAT登録者向け研修と一緒に実施

## 各保健所が実施する訓練の実施目標対実績

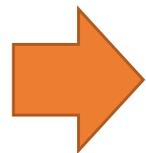
訓練の名称一覧	実施予定
感染症有事を想定した 想定した訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・発生時対応訓練 PPE着脱訓練 移送車患者収容訓練 災害時における感染症対応訓練(嘔吐物処理等)</li><li>・受援体制整備訓練 保健所職員・市町職員合同での積極的疫学調査のシミュレーション訓練</li></ul> <p>上記内容等の感染症有事を想定した訓練を各保健所にて1回以上実施予定</p>

# 保健所体制確保の目標対実績

## 保健所の業務を行う人員確保数

県設置保健所  
合計確保人員数

350人



保健所名称

確保人員数

草津保健所

108人

甲賀保健所

46人

東近江保健所

70人

保健所名称

確保人員数

彦根保健所

57人

長浜保健所

46人

高島保健所

23人

大津市保健所確保人員数

76人

県は、保健所本務150人、応援職員200人の計350人の人員を設定し、必要な地域保健対策を継続して保健所機能を維持するための人員数を設定  
大津市は感染症対応業務に従事する人員数を設定

## IHEAT要員で必要な研修を受けたものの確保数

県・大津市保健所  
合計確保人員数

100人



県・大津市の区分	保健所名称	確保人員数
県	草津保健所	24人
	甲賀保健所	12人
	東近江保健所	16人
	彦根保健所	12人
	長浜保健所	10人
	高島保健所	6人
大津市	大津市保健所	20人

令和5年度  
IHEAT研修  
受講者数

17人

IHEAT  
登録者  
人員数

45人

令和6年度のIHEAT研修・訓練を  
11月に実施予定

1. 感染症法令に基づき予防計画において定める  
各種体制確保にかかる目標の達成状況について

2. その他予防計画の推進に係る各種取組について

# その他予防計画の推進に係る各種取組

協定種別	概要	締結した相手方・協定数等
消防との移送協定	コロナ発生前から、エボラ等の一類感染症を対象としていた協定を締結していたが、今回各保健所が締結しなおす協定では、 <u>一類感染症だけでなく、二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症を移送の対象感染症に追加。</u>	各消防本部
民間移送事業者との協定	新興感染症の発生等の感染症有事に迅速に移送体制を整備できるよう、 <u>新興感染症発生時に移送の委託に係る契約の協議に応じることを定めた協定。</u>	民間救急事業者……………2者締結済 介護タクシー事業者…13者締結済 タクシー事業者……………11者締結済
職能団体との協定	<u>職能団体と平時からの新興感染症の備えと新興感染症発生時の各種取組の協力等を定めた協定。</u>	滋賀県医師会 滋賀県歯科医師会 滋賀県臨床検査技師会
食料小売事業者との協定	次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、 <u>確保する食料品の内容等を予め定めておく協定。</u>	1者締結済・3者調整中
配送事業者との協定	次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、 <u>食料品の配送手段を平時から確保しておく協定。</u>	3者調整中
市町長との協定	市町長との感染症患者にかかる情報提供や、保健所の応援派遣等について、平時から定めておくもの。	<u>&lt;令和7年6月までに締結予定&gt;</u> <u>詳細は次スライド</u>

# その他予防計画の推進に係る各種取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法の政府行動計画に、市町村の役割や都道府県と市町村との連携について記載されたため、県の行動計画改定と併せて、市町長との協定締結を検討中

## < 政府行動計画・ガイドライン記載の市町村が実施すること(一部抜粋) >

予防接種(住民接種)体制の構築

保健所への応援派遣

都道府県が実施する全庁的な研修・訓練の参加

新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する住民の理解の増進

要配慮者の把握(要配慮者リストの作成)

- a 一人暮らし又は同居家族等の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者
- b 障害者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c 障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
- d その他、支援を要する者(ただし、要配慮者として認められる事情を有する者)

要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築